

2021年1月の緊急事態宣言に伴う当会館の対応について

2021年1月8日

ご利用者各位

日頃より当会館をご利用頂き誠にありがとうございます。

昨日、日本政府から新型コロナウイルス感染症防止のための緊急事態宣言が発令されました。これを受け、当会館としては緊急事態宣言が解除されるまでの期間、下記により営業時間を短縮するとともに、休館日を設定することと致しました。

ご利用いただく皆様にはご不便をお掛けしますが、ご協力の程よろしく願いいたします。

- 1 営業時間
10時～16時
- 2 休館日
1月25日(月) および当館ホームページであらかじめお知らせする日
- 3 上記の措置の実施期間
2021年1月12日(火) から非常事態宣言解除日まで